

東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「委任」を「雑則」に改め、「第51条」の次に「・第52条」を加える。

「第6章 委任」を「第6章 雑則」に改める。

第51条に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第52条とし、第6章中同条
の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第51条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するも
ののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、
副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載
された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定さ
れている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記
録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方
式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい
う。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。